#### 1. 業務概要

(1)業務目的

本業務は、一般廃棄物最終処分場(城山処分場)に設置されている調整槽における保有水分析、 最終処分場周辺地下水分析及びガス発生量の有無を実施し、最終処分場の廃止に向けての資料と することを目的とする。

(2)委託業務名

令和6年度城山処分場の保有水、地下水等分析業務

(3) 場 所

鳴門市撫養町木津

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月25日まで

(5) 採取時期

市の指定する日

(6)業務内容等

本業務の内容及び範囲は、仕様書によるものとする。

(7) 関係法令等の遵守

本業務遂行にあたっては、関係する法令、規則等を遵守すること。

## 2. 雑則等

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、資料収集及び現地調査等の内容は十分かつ必要な内容とし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として業務受注者(以下「受注者」という。)の責任において実施するものとする。

ただし、鳴門市及び受注者とも事前に予知できない事項,多額の出費を伴うような調査等については、鳴門市と協議のうえ決定するものとする。

(2)疑義

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳴門市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3)調査及び試験方法

調査に使用する機器及び試験方法は、それぞれ信頼度の高い機器及び方法とし、日本産業規格 (JIS) 及び公定な規格、方法が定められている場合は、それらに従うものとする。

(4) 検 査

本業務は、鳴門市の検査合格をもって完了とする。

#### 3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 必要な資料収集
- (2) 現地調查,分析
- (3)報告書の作成(A4版 2部)

#### 4. 提出書類

本仕様書に基づき鳴門市の指定する期日までに、次に示す書類を提出するものとする。

- (1)業務計画書
- 1 部
- (2)業務工程表(概要) 1 部

### 5. 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 土壤汚染対策法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 日本産業規格(JIS)
- (8) その他関係法令、条例及び規則等

### 6. 業務管理

受注者は本業務実施に際して、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

現地調査中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないよう努めること。

(2) 現地管理

現地調査の時期、地点及び調査機器の設置などについては、事前に計画書を提出し鳴門市と協 議の上、実施すること。

また、公有地又は私有地への立ち入り、現地調査のための植物伐採、さく等の除去、土地又は 工作物等の一時使用を要するときは、あらかじめ鳴門市と協議を行い業務が円滑に進捗するよう 努めること。

(3)復旧

資料及び既存建物等の汚染防止に努め、万一紛失、損傷、汚染等が生じた場合は、受注者の責 任において復旧すること。

### 7. 資料の貸し出し

- (1) 本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は受注者の希望があれば、鳴門市が受注者に貸与 するものとする。
- (2) 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、鳴門市の承認を受けることとす る。また、貸与された資料は業務完了時までに全て返却すること。

### 8. 報 告

業務実施期間中、受注者は鳴門市から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するも のとする。

### 9. 業務内容

(1) 分析項目及び分析方法

本業務で行う分析項目及び分析方法は、別表1~6のとおりとする。

- (2) 分析回数
  - ○排水基準項目

保有水:1箇所×年4回(pH、BOD、COD、SS、T-N 5項目)

1箇所×年1回(ダイオキシン類 1項目)

1箇所×年2回(有害物質・生活環境項目 上記以外の項目 38項目)

○地下水環境基準項目

地下水:2箇所×年1回(環境基準項目、その他項目 29項目)

○ガス成分及びガス発生量

ガス成分 Bor 孔 : 2 箇所×4回/年(発生ガス5項目)、窒素は1回/年

ガス抜孔: 4箇所×2回/年(発生ガス5項目)、窒素は1回/年

ガス発生量 ガス抜孔:4箇所×4回/年

○その他の項目① 保有水 : 1箇所×4回/年(その他項目 3項目)

地下水 : 2箇所×12回/年(その他項目 3項目)

○その他の項目② 保有水 : 1箇所×1回/年(イオン項目 7項目)

地下水 : 2箇所×1回/年(イオン項目 7項目)

○地温測定(鉛直 1m毎) : 2箇所×4回/年

(周縁地下水観測孔も同時に測定)

- (3) 採取位置(位置図参照)
  - ① 貯整槽点検孔
  - ② 周縁地下水観測孔
  - ③ ガス抜き孔等
- (4) 分析結果報告書

次の事項についてまとめた報告書を作成し、提出すること。

- ① 分析結果
- ② 定量下限
- ③ 評価及び考察事項
- ④ 各測定試料のサンプリング方法及び分析方法
- ⑤ 各測定試料のサンプリング状況写真
- ⑥ その他必要なもの (PRTR 報告用計算書等)

別表1 排水環境基準項目及び分析方法1

項目	項目		分析方法	
	カドミウム及びその化合物	Cd		
	シアン化合物	CN		
	有機燐化合物			
	鉛及びその化合物	Pb		
	六価クロム化合物	Cr6+		
	砒素及びその化合物	As		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	T-Hg		
	アルキル水銀化合物	R-Hg		
	ポリ塩化ビフェニール	PCB		
	トリクロロエチレン			
	テトラクロロエチレン			
	ジクロロメタン			
	四塩化炭素		四毛 40 左 0 日四塔片生二烷	
有宝	1,2-ジクロロエタン		昭和49年9月環境庁告示第	
有害物質	1,1-ジクロロエチレン		64 号該当項目で定められた分   析方法とする。	
質	シス-1,2-ジクロロエチレン		7 別万伝と9分。	
$\widehat{2}$	1,1,1-トリクロロエタン			
(29項目)	1,1,2-トリクロロエタン			
	1,3-ジクロロプロペン			
	チウラム			
	シマジン			
	チオベンカルブ			
	ベンゼン			
	セレン及びその化合物			
	フッ素及びその化合物	F		
	ホウ素及びその化合物	В		
	アンモニア、アンモニウム化合物			
	亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
	1,4-ジオキサン		平成9年3月環境庁告示第10	
			号別表の各当該項目で定めら	
			れた分析方法とする。	
	ダイオキシン類		JIS K 0312	

別表 2 排水環境基準項目及び分析方法 2

項目		分析方法	
	水素イオン濃度	pН	
	生物化学的酸素要求量	BOD	
	化学的酸素要求量	COD	
	浮遊物質	SS	
生活	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)		昭和 49 年 9 月環境庁告示第
環境	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)		
生活環境項目	フェノール類含有量		
目	銅含有量	Cu	64号該当項目で定められた分
$\widehat{1}$	亜鉛含有量	Zn	析方法とする。
(15項目)	溶解性鉄含有量	Fe	
目)	溶解性マンガン含有量	Mn	
	クロム含有量	Cr	
	大腸菌群数		
	窒素含有量	N	
	燐含有量	P	

# 別表3 排水環境基準項目及び分析方法3

項目	項目		分析方法	
その他	塩化物イオン濃度		JIS K 0101 '98 32	
項目	電気伝導率(EC)		JIS K 0101 '98 12	
(3項目)	過マンガン酸カリウム消費量		上水試験法VI-1-17	

別表 4 地下水環境基準項目及び分析方法

項目		分析方法	
	カドミウム	Cd	平成9年3月環境庁告示第10
	全シアン	CN	号別表の各当該項目で定めら
	鉛	Pb	れた分析方法とする。
	六価クロム	Cr6+	
	砒素	As	
	総水銀	T-Hg	
	アルキル水銀	R-Hg	
	ポリ塩化ビニフェール	PCB	
	ジクロロメタン		
環	四塩化炭素		
環境基準項目	1,2-ジクロロエタン		
準	1,1-ジクロロエチレン		
月目	1,2-ジクロロエチレン		
1 (26項目)	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
項   目	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	チラウム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン		
	塩化ビニルモノマー		
	1,4-ジオキサン		
	ダイオキシン類		JIS K 0312
その他	ホウ素	В	平成9年3月環境庁告示第10
項目	フッ素	F	号別表の各当該項目で定めら
(3項目)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		れた分析方法とする。

# 別表 5 発生ガスの分析方法

項目		分析方法		
	発	メタン	$H_4$	ガスクロ法
5.	生	一酸化炭素	CO	検知管
		二酸化炭素	$CO_2$	
	ガ	硫化水素	$H_2S$	
	ス	酸素	$O_2$	酸素濃度計

# 別表6 イオン項目の分析方法

項目		分析方法	
イオン項目 (7項目)	ナトリウム	Na <sup>+</sup>	JIS K0101 47
	カリウム	K+	JIS K0101 48
	カルシウム	Ca <sup>2+</sup>	JIS K0101 49
	マグネシウム	$\mathrm{Mg}^{2+}$	JIS K0101 50
	塩化物イオン	Cl-	JIS K0101 32
	重炭酸イオン	HCO <sub>3</sub>	鉱泉試験法 30.3
	硫酸イオン	$\mathrm{SO}_4{}^{2 ext{-}}$	JIS K0102 参考 V